

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

## 介護保険最新情報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する

ための関係法律の整備等に関する法律の一部の

施行期日を定める政令の公布について

計3枚（本紙を除く）

Vol.422

平成27年2月18日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3937)

FAX：03-3503-7894

老発 0 2 1 8 第 1 号  
平成 27 年 2 月 18 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 49 号）」が本日公布され、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」による介護保険法等の改正事項として、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満（19 人未満と規定する予定）のものを地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付ける改正の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日としたところである。

十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知を図られたい。

なお、地域密着型通所介護への移行に当たって都道府県、市町村において必要となると考えられる事務等については、平成 26 年 11 月 10 日の全国介護保険担当課長会議資料等でお示ししているところであり、これらも踏まえ、平成 28 年度の施行に向け、円滑な移行ができるよう必要な準備を進めていただきたい。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四九）

### 〔省 令〕

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二一）

### 〔告 示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務九七）  
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（農林水産三五四）  
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同三五五）

○地すべり防止区域を指定する件（同三五六）

○地すべり防止区域を追加指定する件（同三五七）

○保安林の指定を解除する件（同三五八～三六一）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同三六二～三六五）

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境二）

○電気用品安全法第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があった件（経済産業一七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二三八）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二三九）

○直轄砂防工事を施行する件（同二四〇）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二四一）

○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁一二）

○都市計画に関する件（関東地方整備局五一～五三）

○道路に関する件（同五四）

○道路に関する件（中国地方整備局一四、一五）

○道路に関する件（九州地方整備局二六）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

財務省 文部科学省

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 〔労働〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔資料〕

平成二十六年十二月中国際収支状況（速報）及び平成二十六年中国際収支状況（速報）（財務省）

### 〔公 告〕

### 〔諸事項〕

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
独立行政法人都市再生機構関係  
会社その他

本号で公布された  
法令のあらまし

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四九号）（厚生労働省）  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする  
こととした。

政令

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十九号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 山本 早苗  
財務大臣 麻生 太郎  
文部科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

省令

厚生労働省令第二十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十一条第二号の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二号中「自主解散型納付計画等の変更の承認」の下に「及び存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三条第一項又は第二十二条第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収金を徴収する日までの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

法務省告示第九十七号

戸籍法第百八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年三月七日から効力を生ずる。

平成二十七年二月十八日

法務大臣 上川 陽子

北海道古平郡古平町長

農林水産省告示第三百五十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、ビューローペリタスジャパン株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十七年一月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があつたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣 西川 公也

変更前の事業所の所在地  
変更後の事業所の所在地  
神奈川県横浜市都筑区 下町一  
神奈川県横浜市中区山手ヶ崎東四丁目五番十七

農林水産省告示第三百五十五号  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の三第二項に基づき告示する。

平成二十七年二月十八日  
農林水産大臣 西川 公也

- 一 登録更新年月日及び登録更新番号  
平成二十六年十月二十日 第七十九号
- 二 登録認定機関の名称及び住所  
一般社団法人日本削筋検査・認証協会 東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号
- 三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類  
削りぶし及び煮干魚類
- 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

- (1) 認定を行う区域  
国内
- (2) 認定を行う事業所の所在地  
東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号

農林水産省告示第三百五十六号  
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年二月十八日  
農林水産大臣 西川 公也

石川県笠島地すべり防止区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号から標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

- 石川県かほく市笠島  
標柱一号  
標柱二号  
標柱三号  
標柱四号  
標柱五号  
標柱六号  
標柱七号  
標柱八号  
標柱九号

- 元善提寺ル七二番 標柱七号  
四五番二 標柱七号  
四〇番 標柱九号

農林水産省告示第三百五十七号  
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十七年二月十八日  
農林水産大臣 西川 公也

青森県駒木地すべり防止区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱二号（平成二十二年五月七日農林水産省告示第七百九号）から標柱四号（既指定区域標柱三号）までを順次結んだ線及び標柱四号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

- 青森県南津軽郡大鰐町大字長峰  
字駒木沢二八二番五六 標柱一号  
二八二番三〇 標柱二号  
二八二番三五 標柱三号  
二八二番七九 標柱四号

農林水産省告示第三百五十八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日  
農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 鳥取県倉吉市関金町野添（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 道路用地とするため  
（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産省告示第三百五十九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十七年二月十八日  
農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字上神田四〇三の三、四〇三の五  
二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 指定理由の消滅